

令和3年度制度改正における経過措置事項

**令和6年 4月 1日から義務化され、
遵守できていなければ、基準違反となります**

1 業務継続に向けた取組の強化【全サービス】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から

- ・ 業務継続に向けた計画等の策定をすること。
- ・ 従業者に業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を定期的に実施すること。

とされました。

- ・ 業務継続計画のひな型等については、[集団指導資料No.5](#)をご覧ください。
- ・ 研修は年1回以上開催し、実施内容は記録することが必要です。
- ・ 研修は、「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」と一体的に実施することとして差し支えありません。
- ・ 訓練は、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を年1回以上開催することが必要です。

経過措置が適用される場合を除き令和6年4月1日から減算適用。

（訪問系、居宅介護支援はR7.3.31まで減算適用なし。）

（通所系、多機能系、居住系、施設系は、次の2点を満たしていれば、R7.3.31までの間、減算適用なし。）

- ①感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- ②非常災害に関する具体的計画の策定

2 感染症対策の強化【全サービス】

サービス事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、

- ・ 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ・ 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- ・ 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

とされました。

- ・ 感染対策委員会は、他の合議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。

- ・ 指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。

記載内容の例については、厚生労働省HPに掲載されている

「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。

- ・ 研修は年1回以上開催し、実施内容は記録することが必要です。
- ・ 訓練は年1回以上開催することが必要です。

3 高齢者虐待防止の推進【全サービス】

サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- これらの措置についての担当者を置くこと。
- 運営規程に「虐待防止のための措置に関する事項」を規定すること。

とされました。

- 委員会における、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にしてください。
- 委員会は、他の合議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。
- 研修は年1回以上開催し、実施内容は記録することが必要です。

措置が講じられていない場合、「高齢者虐待防止措置未実施減算」が適用されます。

4 認知症への対応力向上に向けた取組の推進【居宅介護支援を除く】

<全サービス共通>

(人員基準上で資格を有しない者が想定されていない訪問系サービス（訪問入浴を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く)

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有しない者について、「認知症介護基礎研修」を受講するための措置を講じなければならないことされました。

[認知症介護基礎研修受講の義務づけとならない資格]

看護師 / 准看護師 / 介護福祉士 / 介護支援専門員 / 実務者研修修了者 / 介護職員初任者研修修了者 / 生活援助従事者研修修了者 / 介護職員基礎研修過程又は訪問介護員養成研修過程1・2旧過程修了者 / 医師 / 社会福祉士 / 歯科医師 / 薬剤師 / 理学療法士 / 作業療法士 / 言語聴覚士 / 精神保健福祉士 / 管理栄養士 / 栄養士 / あん摩マッサージ師 / はり師 / きゅう師 等

1 実施主体（健康福祉部高齢者福祉課）

2 実施期間 社会福祉法人東北福社会認知症介護研究・研修仙台センター

3 研修内容

科目：認知症の人の理解と対応の基本

形式：自学習（e－ラーニング）150分程度（動画視聴150分＋テスト所要時間）

※研修日時の指定はなく、好きな時間に受講できます。動画はチャプター（章）に分かれており、受講者の都合に合わせて、何回かに分けて受講することができます。

4 受講料 3,000円／人（消費税込）

※ 詳しくは、島根県HPをご確認ください。

5 栄養ケア・マネジメントの充実【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した生活を営むことができるよう、各入所者に応じた栄養管理を計画的に行わなければならないことされました。

[入所者ごとの栄養管理のための取組]

- ・ 施設入所時に栄養状態を把握し、多職種（医師・管理栄養士・歯科医師・看護師・介護支援専門員等）が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成すること
 - ⇒ 施設サービス計画との整合性を図ること
- ・ 栄養ケア計画に従い、栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録すること
- ・ 栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直すこと

措置が講じられていない場合、「栄養管理に係る減算」が適用されます。

<参考> 「リハビリテーション・個別機能訓練,栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順 及び様式例の提示について」 第4

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html)

[運営基準に定める栄養管理について]

地域密着型介護老人福祉施設の人員基準上は、「栄養士又は管理栄養士1以上」とされており、必ずしも管理栄養士の配置を要していません。

一方で、運営基準に規定する「栄養管理」においては、管理栄養士の関与が必要とされているので、注意してください。

ただし、栄養士のみが配置されている施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設については、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うこととされています。

6 口腔衛生管理の強化【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

入所者の口腔の健康保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこととされました。

[入所者ごとの口腔衛生管理のための取組]

- ・ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る 技術的助言及び指導を年2回以上行う こと。
- ・ 技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した口腔衛生の管理体制に係る 計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に見直しを行うこと。
 - ① 助言を行った歯科医師 ② 歯科医師からの助言の要点 ③ 具体的方策
 - ④ 当該施設における実施目標 ⑤ 留意事項・特記事項

歯科医療機関との委託業務を行うなど、準備が必要となりますので、ご注意ください。

<参考> 「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」 第7

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html)

**以降は、令和3年度制度改正から、または経過措置期間の終了により、
既に義務化されている事項です。**

1 介護現場におけるハラスメント対策の強化【全サービス共通】

サービス事業者は、適正なサービス提供を確保する観点から、職場において行われるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「ハラスメント」という。)により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化などの必要な措置を講じなければならないこととされました。

中小企業（資本金5,000万円以下又は常時使用する従業者が100人以下の企業）の場合は、令和4年4月1日から義務化

[事業者が構すべき措置の具体的内容]

- ・ ハラスメントに関する方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること
- ・ 相談に応じる担当者をあらかじめ定め、相談窓口を設置し、労働者に周知すること

※ セクシュアルハラスメントには、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。

当組合HPに各種資料を掲載していますので参考としてください。

▶介護現場におけるハラスメント対策

2 事故発生の防止及び発生時の対応【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

サービス事業者は、事故の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じなければならないこととされました。

イ. 事故発生防止のための指針の整備

ロ. 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に
周知徹底する体制の整備

ハ. 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施

ニ. イからハの措置を適切に実施するための担当者設置 ← 追加

(令和3年10月1日から義務化)

措置が講じられていない場合、「安全管理体制未実施減算」が適用されます。